

第3号様式（第7条関係）

（表）



第  号  
年  月  日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名  様  様

生年月日

宣誓日

座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人から  
パートナーシップ宣誓書を受領しました。

座間市は、一人ひとりがお互いを尊重し、多様な生き方を選択できる社会の  
実現を目指しています。

お二人が、互いを人生のパートナーとし、自分らしく生活されることを応援  
します。

座間市長

印

**注意事項**

- 1 この受領証は、座間市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。  
なお、この受領証は法的効力を有するものではありません。
- 2 次の場合には、受領証及び受領証カードを返還してください。
  - (1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 一方又は双方が市外に転出したとき（一時的な場合又は宣誓者が連携団体へ転出し、当該連携団体との協定に基づく所定の手続が行われた場合を除く。）。
  - (3) 宣誓又は申告が無効となったとき。
  - (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。
- 3 次の場合には、無効になります。
  - (1) 宣誓者の方又は双方にパートナーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 宣誓又は申告の対象者の要件の規定に違反しているとき。
  - (4) 転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- 4 返還され、又は無効とした受領証の交付番号を公表することがあります。

**通称を使用している場合**

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名

\_\_\_\_\_

戸籍上の氏名

\_\_\_\_\_

**この受領証を提示された方へ**

座間市は、一人ひとりがお互いを尊重し、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指しています。

この受領証は、お二人がお互いを人生のパートナーとして協力し合いながら、継続的に日常生活を共にしていくことを宣誓されたことを座間市として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いします。

（発行：座間市総合政策部人権・男女共同参画課）